

2019年度

岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金

持続可能で快適な低炭素都市の実現に向けて、岐阜市の特徴の1つである豊富で良質な地下水を利用した地中熱ヒートポンプシステムの普及促進のため、市内の住宅や事業所等に地中熱ヒートポンプシステムを新たに設置する方に対して、その設置費の一部を補助します。

★対象となる方（個人・個人事業主・法人、等※1）

※1 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者を含む。

1. 岐阜市内の住宅や事業所に補助対象システムを設置する方。

または、建売供給事業者から岐阜市内の補助対象システム付き住宅を購入する方。

2. 消費電力量等に関するアンケート、見学、取材などへ協力できる方。

3. 地中熱ヒートポンプシステムは、ヒートポンプ及び地中熱交換設備を備え、未使用品でエネルギー消費効率COP3.0以上のものであること。

上記条件を満たす個人または法人が対象です。

補助金の交付は1つの建物につき1回限り。ただし、二世帯住宅（住民票を分けている場合に限る）や共同住宅の場合には、それぞれの世帯に対して補助金を交付します。

★補助金額

●購入及び設置に係る補助対象経費の1/3(上限50万円) ※千円未満切捨て

ただし、補助対象経費から他の補助金額を差し引いた額を超えない額。

★申請方法

手続きのおおまかな流れ



※詳しいフロー図は岐阜市ホームページに掲載しています。

工事着工予定日の1ヶ月前までに、補助金交付申請書を下記の必要書類とともに低炭素・資源循環課（岐阜市役所 南庁舎4階/裏面に記載）へご提出ください。

提出期限は2019年12月27日（金）です。

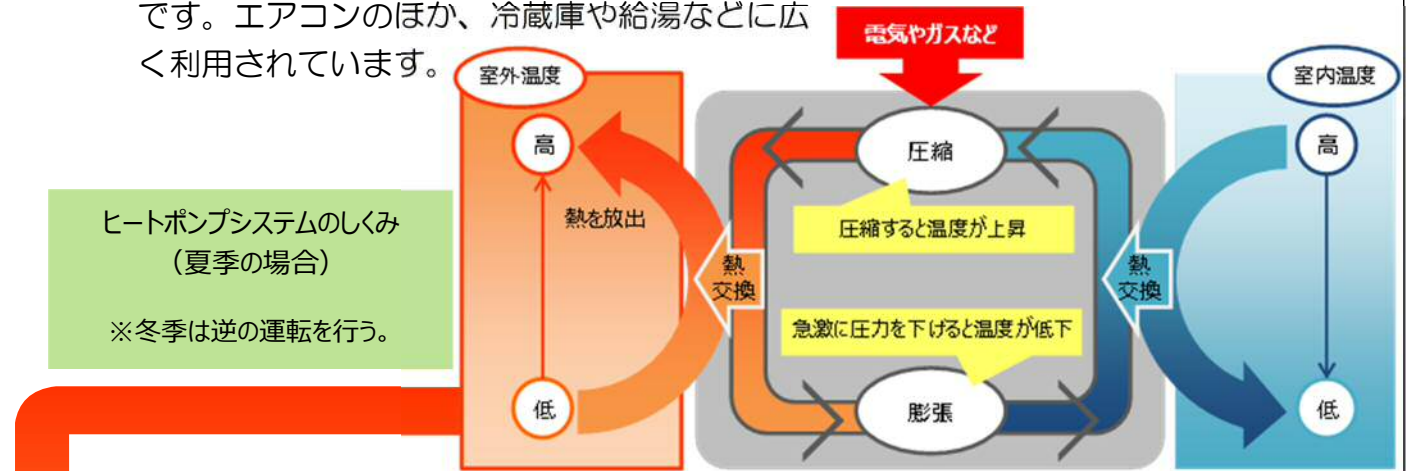
必要書類

- 見積書又は契約書の写し
- 見積金額・契約金額内訳書（様式第2号）
- 事業計画書（様式第3号）
- 地中熱ヒートポンプシステムの形状及び性能が確認できる書類（カタログ、パンフレット等の写し）
- 地中熱ヒートポンプシステムを設置する建物の場所を示した書類（図面、地図等）
- リース契約等により地中熱ヒートポンプシステムを設置する建物を使用する者にあつては、申請同意書（様式第4号）
- 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 建物に係る管理規約
 - イ 建物の管理者であることが確認できる書類
 - ウ 補助事業の実施を決定したときの集会の議事録の写し
- 専用住宅又は併用住宅において世帯分離をしている世帯にあつては、世帯全員の住民票（3か月以内に発行されたものに限る。）
- その他の書類

岐阜市地中熱ヒートポンプシステム補助Q&A

Q. 1 ヒートポンプシステムのしくみについて

A. 1 熱が「温度の高いところから低いところへ移動」する性質や、「圧縮すると高温に、圧力を下げると低温化」する性質などを利用して熱エネルギーを効率的に利用するしくみです。エアコンのほか、冷蔵庫や給湯などに広く利用されています。



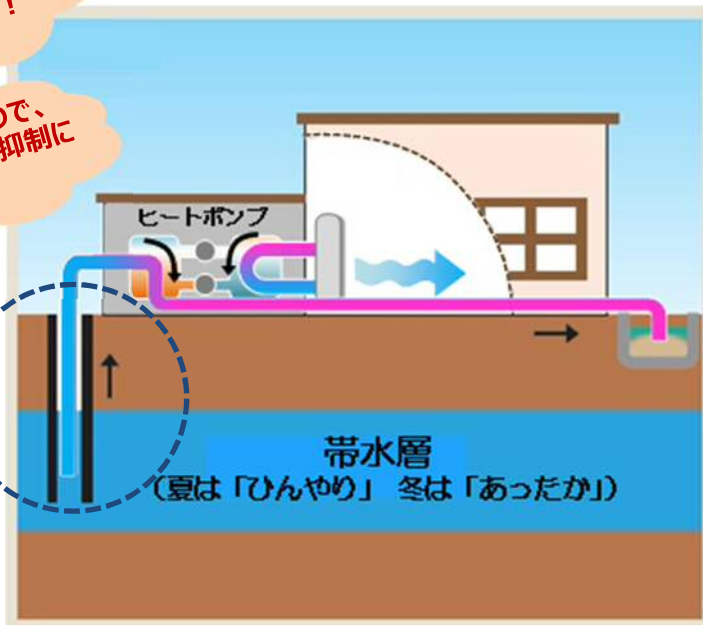
Q. 2 地中熱ヒートポンプはどうして環境によいのですか？

A. 2 地表から深さ10m付近やそれより深い地下では、地中温度は季節によらず、地域の平均気温くらいでほぼ安定しているところが多くなっています。そこで地中熱ヒートポンプシステムでは、空気中の気温と比較すると「夏はひんやり、冬あったか」なこの地中熱エネルギーを冷暖房等に利用します。

このため、空気熱を利用したヒートポンプ等に比べて、エネルギー消費量が少なく（省エネ効果）、CO₂の排出量を削減することができます。

夏の暑い室外の空気で冷やすより、年中安定した温度の地中熱を利用する方が、少ないエネルギーで済む！

大気中へ排熱しないので、ヒートアイランド現象の抑制にも効果的！



地中熱ヒートポンプシステムのしくみ (夏季の場合)

※オープンループ方式

詳しくは岐阜市「地中熱の利用について」のパンフレットに掲載しています。合わせてご覧ください。

パンフレット⇒低炭素・資源循環課窓口にて配布／市ホームページにてPDFでダウンロードできます。

★ 問合せ・補助金申請書類の提出

岐阜市役所 環境部 低炭素・資源循環課

〒500-8720 岐阜市神田町 1-11 (岐阜市役所 南庁舎 4階)

TEL : 058-214-2149 (低炭素・資源循環課直通)

FAX : 058-264-7119